

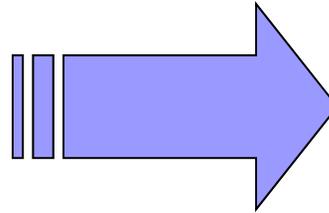
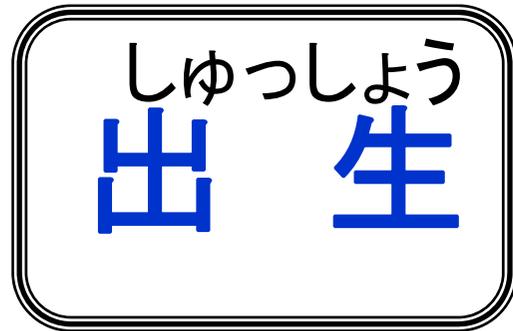


法務局ってどんなところ？

法務局ではどんな仕事をしていると思いますか。実は、法務局の仕事は「人の一生」といろんなところで関わっています。

仙台法務局

0才 子どもが生まれる



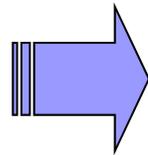
戸籍ってなんだろう？

戸籍は人が生まれてから死亡するまでの親族関係(親子関係や夫婦関係)を登録し公にする, 私たち日本人にとって欠かすことのできない制度です。

10代 いじめを受けているけど…
どうしたらいいのだろう？



いじめ



じんけん ようご
人権擁護

法務局に相談してみよう！

人権とは、「命を大切にすること」「みんなと仲よくすること」です。法務局は、全国の市区町村におかれた人権擁護委員と協力して、いじめなどの悩みごとの相談に応じたり、解決のための調査・救済・アドバイスをを行います。

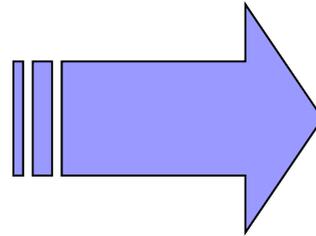


人権イメージキャラクター 人KENまもる君

人KENあゆみちゃん

20代 大家さんから「家賃を値上げする」って
言われた。
でも、高くて払えないよ・・・困ったなあ

やちん しはらい
家賃支払い



きょう たく
供託

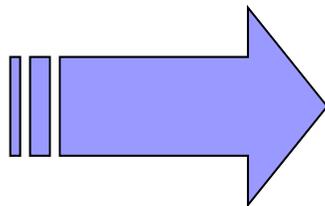


供託ってなんだろう？

供託とは、例えば大家さんと家賃の額で折
り合いがあわず家賃を受け取ってもらえな
いときに、法務局に家賃分の金銭を供託
(預ける)すれば、大家さんに、家賃を払っ
たことと同じ効果が生じる制度です。

30代 外国人の妻が日本の国籍を取得したい

き か
帰 化



こ く せ き
国 籍



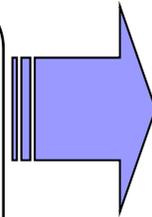
法務局に相談してください

国籍は、その人がどこの国の国民であるかを示す資格をいいます。

外国人が日本国籍を取得するには、帰化による法務大臣の許可が必要で、法務局が申請窓口となります。

30代 自分の会社を作るぞ!!

かいしゃ けいえい
会社経営



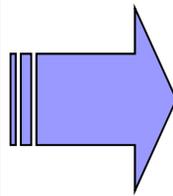
しょうぎょう ほうじんとうき
商業法人登記



設立登記が必要になります
商業法人登記は、会社をつくりたいというときに、会社の名称・住所・代表者（社長など）を法務局にある商業・法人登記記録に登録して公開することをいいます。会社は、設立登記をして初めて誕生することとなります。

30代 そろそろマイホームが欲しいなあ
…でもどんな準備・手続が必要なの？

マイホーム
建 築



ふどうさんとうき
不動産登記



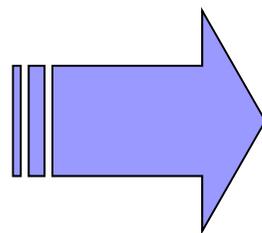
登記手続が必要です

土地や建物などの不動産は、わたしたちの大切な財産のひとつです。不動産登記とは、これらの土地・建物の一つひとつについて、その場所・種類・面積・持ち主などを、法務局において不動産登記記録に登録して、公開することをいいます。

宅地を購入したとき、マイホームを建築したときには、法務局での登記手続が必要となります。

40代 市長に立候補したい。そのためには
「供託？」が必要と聞いたけど…

りっこうほ
立候補



せんきょ きょうたく
選挙供託

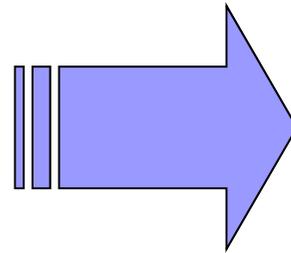


選挙供託が必要です

市町村長や議員などの選挙に立候補するには、法律に定められた金銭等を法務局に供託(預ける)しなければなりません。これを「選挙供託」といいます。

50代 親が亡くなり，親族と協議をしたら
遺産を相続することになったが…

そう ぞく
相 続

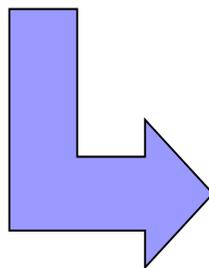


そうぞく とうき
相続登記



相続登記が必要です
土地や建物の持ち主が亡くなった場合は，法務局に名義を書き替える登記をすることになります。
登記をすることによって，他の人に自分の権利を主張できます。

困ったなあ～以前から隣の土地と
境界について争いがあるんだけど…

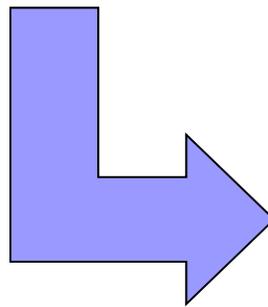


ひっかいとくてい
筆界特定

筆界特定制度が利用できます

隣の土地との境（筆界）がよく分からなくて困っている人などからの申請により、法務局の筆界特定登記官がその境（筆界）をはっきりさせる制度です。

散歩コースの河川敷内(国有地)に、プレハブの建物がいくつも建って、じゃまになっている。どうにかならないのかなあ・・・？



法務局に訟務という仕事があります

訟務とは、国が当事者として争わなければならない場合、法務局の職員が国の指定代理人として、弁護士のような立場で、訴訟活動を行っています。

お疲れ様でした

法務局がどのような仕事をしているか、おわかりいただけましたでしょうか。

このように、法務局では、国民の権利と財産を守る仕事をしています。

また、仙台法務局では、夏休み職場見学会、出前講座、法教育授業も実施していますので、こちらも是非御利用願います。

お問い合わせ先

仙台法務局民事行政部民事行政調査官室

電話 022-225-5720

FAX 022-225-8118